

【令和4年度】クリーンエネルギー自動車普及促進補助制度

よくある質問

補助対象について

1. 個人で電気自動車を購入するが、補助の対象か。

⇒補助の対象外です。

個人（個人事業者を除く。）でクリーンエネルギー自動車を購入する場合は、燃料電池自動車のみが補助の対象となります。

2. 経済産業省の補助金が交付された電動ミニカーは、補助対象車両か。

⇒補助の対象外です。

ミニカーは道路運送車両法（昭和26年法律第185号）上、原動機付自転車であるため、同法58条に規定する自動車検査証が交付されません。補助の対象である電気自動車は、自動車検査証に燃料が電気であることが記載されている自動車ですので、補助対象の要件を満たさず、補助対象外となります。

補助申請について

1. いつ本補助の申請を行えばよいか。

⇒車両の購入から本補助の申請までの流れは、次のとおりです。

- ①車両の初度登録
- ②国への補助金の申請
- ③国の補助金の交付決定
- ④本補助へ申請

なお、①は令和4年2月1日以降に行い、③は令和5年2月23日までに通知を受ける必要があります。

2. 「国の補助を受けたことを証する書類」として、どのような書類を提出すればよいか。

⇒次の書類等を提出してください。

| 省 | 補助事業 | 提出書類の例 |
|-------|--|---|
| 国土交通省 | 自動車環境総合改善対策費補助金（地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業）事業Ⅰ | ・交付決定通知書の写し ・補助金の額の確定通知書の写し |
| | 自動車環境総合改善対策費補助金（地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業）事業Ⅲ | ・交付予定枠の内定通知書の写し ・交付決定通知書の写し ・補助金の額の確定通知書の写し |
| 経済産業省 | ・クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 ・令和3年度補正予算クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金 | ・交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の写し |

| | | |
|----------|--|-----------------------------|
| 環 境 省 | 二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金 ・環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業 ・脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業 | ・交付決定通知書の写し ・交付額確定通知書の写し |
|----------|--|-----------------------------|

3. 【電子メールで提出する場合】申請書類を送信しようとしたが、送信エラーとなった。

⇒添付ファイルの容量が7MB以上の場合は、本市メールシステム上、送信エラーとなります。

メールを分割して送信いただくか、郵送（紙面）でご提出ください。

補助申請について

1. 補助金の交付を受けた車両を処分するが、補助金の返還は必要か。また、いつ申請すればよいか。

⇒財産処分制限期間内に処分する場合は、補助金の返還が必要です。

車両を処分する前（例：使用の本拠を変更する前）に「財産処分承認申請書（第4号様式）」等を提出する必要がありますので、事前にご相談ください。